令和６年度 倉吉市環境審議会 議事録

１．日 時 令和６年 10 月 29 日（火） 15:30～17:05

２．場 所 倉吉市役所第２庁舎　２階 204 会議室

３．出席者

委　員：朝倉委員、石賀委員、井上委員、中川委員、大呂委員、安長委員、宮脇委員、米田委員
（出席８名）※欠席　江原委員、中林委員、福井委員、桝井委員

事務局：東本部長、福嶋課長、板倉課長補佐、宮脇係長

４．審議事項

（１）報告事項　第２次倉吉市環境基本計画 令和５年度年次報告

5. 議事録

事務局 （福嶋課長）	開会 審議会の成立の報告（委員数 12 名中８名出席）
宮脇会長	会長あいさつ
事務局 （福嶋課長）	議事進行を宮脇会長へ引き継ぎ。

会議内容

（１）報告事項　第２次倉吉市環境基本計画 令和５年度年次報告について
市役所庁舎等のＬＥＤ化について　（基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する）
●質問 市の庁舎、学校のＬＥＤ化はどれぐらい進んでいるか。 ○回答 蛍光灯は水銀添加製品への規制により、令和９年度で生産と輸出入が終了し、将来的に販売されなくなることから、ＬＥＤ化による脱炭素の取組と併せて、計画的に切り換えを進めている。 第２庁舎は、利用開始の改修の際にＬＥＤ化を実施しており、本庁舎、北庁舎も令和５年度に実施。小中学校関係も令和５年度から６年度にかけて実施する。 そのほかの施設についても、各施設管理者において順次切り替えを進めている。

水洗化率について　　（基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する）
●質問　水洗化率について 最新値 84%という数値が出ているが、低いように思う。公共下水や農業集落排水が設置されたのは相当前のことで、これを推進していく政策は何か考えているか。 補助金公共下水も集落排水もできた時に一斉に皆が加入できてないと難しい。川の汚染というのはトイレではなく、炊事場や洗濯の洗剤などの生活雑排水であり、玉川周辺の中心市街地でもまだ未整備の世帯が多いということだが、川をきれいにしようと思うのであれば何か考えないと進んでいかない。 県内の 4 市との比較はどうか。 ○回答 公共下水道と農業集落排水は上下水道局が管轄しており、それ以外の浄化施設は環境課が所管している。ここで示している水洗化率は、トイレはくみ取り式や単独処理浄化槽などで処理しているが、生活雑排水の処理設備がない世帯を未整備としており、水洗化率の向上に向けて、生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽に転換するための補助金を環境課から交付している。補助金の案内と併せて未整備の方への聞き取りなどを行うと、屋内外の配管工事も必要となるため費用も高額となり、家屋の老朽化や長期的な利用が見込めないなどの事情がある世帯では、整備をされない、ためらっておられるという状況を伺っている。 【補足】審議会の流れの中で回答ができませんでしたので、議事録で補足します。 ・他自治体では同様の指標による数値を公表していないため比較ができないが、鳥取県が公表している「生活排水処理施設別普及率（市町村別）」において、人口を母数（水洗化率の指標は世帯が母数）とした数値が公表されており、令和 5 年度末では以下のとおりとなっている。 〔4 市〕　鳥取市 98.3%、米子市 93.0%、倉吉市 96.1%、境港市 91.1% 〔中部〕　三朝町 98.5%、湯梨浜町 100%、琴浦町 98.6%、北栄町 99.8% 別紙 1　　令和 5 年度末　鳥取県　生活排水処理施設別普及率（市町村別）

野焼き（屋外焼却）について　（基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する） （基本目標 Ⅳ ごみの少ないまちを実現する）
●質問 田んぼなどの野焼きについて、禁止される行為の取扱いはどのようにされているか。 農業者から見ると稲を刈った後は焼いた方が収穫量によいということもあるが、昔から慣習、習慣として焼いている野焼きでも、やむを得ないものと認められる場合もあるが、近隣から苦情が出れば禁止ということか。ごみとして収集されることで、野焼きの禁止で以前と比べると膨大なごみが出ていることになるが、農業の肥料とするために刈草を焼くのも禁止となるか。 ○回答 廃棄物処理法により屋外焼却、野焼きは原則禁止とされている。その上で、一部、農林漁業者等が行う屋外焼却などは例外として規定され、やむを得ないもので、かつ、周辺住民の方に与える影響が軽微でなければいけないという前提となっている。 農業を営む上でやむを得ないものも禁止の例外とされているが、煙がどの範囲の周辺住民まで影響を及ぼすのかとか、やむを得ないものとはどこまでかなど、国が明確に示していないところもあり、地域の実情、個々の状況に合わせたよる判断が必要となるデリケートな部分はある。行政としても難しい部分もあるが、苦情があれば速やかに現地に行くなどして、注意喚起を行っている。
地域の清掃活動等から排出される落ち葉について　（基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する） （基本目標 Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する） （基本目標 Ⅳ ごみの少ないまちを実現する）
●質問 国鉄跡地のプロムナードに植えられた木からの落ち葉が多すぎて日々苦労している。植えたときはきれいだが、草刈りや落ち葉など、維持するための労働時間もごみも膨大となり、管理などの見通しをもって木を植えてほしいと思う。 地域にある公園の管理でも月に1回、15～16人で作業をして、月にごみ袋100袋くらい出ている。道路の街路樹の落ち葉も相当量ある。緑化で二酸化炭素の吸収はできるかもしれないが、落ち葉等をごみとして燃やすことで排出してしまっている。市役所から収集のトラックに来てもらっているが、これはごみの排出量に入っているのか。 また、町内のごみステーションにも燃えるごみの袋に草とか枯れ葉が入ったものが多く出されているのをよく見かける。最近は捨てるところないし、燃やすこともできないので一般ごみとして出されている。 ○回答 ごみゼロ一斉清掃も含めて、市からトラックなどを出して、ほうきリサイクルセンターに搬入されているものは、家庭系のごみとしてカウントされる。 燃えるごみの日に収集されたものも家庭系のごみとなり、燃やされている。

１人１日あたりのごみ排出量について　　（基本目標 Ⅳ ごみの少ないまちを実現する）

●質問

実績値が 1,123g/人日となっているが、全国平均では 1,000 グラム弱程度で、県全体でも全国よりも排出量が多く、中部は県内でも多い方となっている。リサイクル率はいい方で全国上位にあるが、どのような背景でこういう数値が出ているか分析されているか。

○回答

【補足】審議会の流れの中で回答ができませんでしたので、議事録で補足します。

・市町村収集、処理場への直接搬入、廃品回収等の集団回収（リサイクルされる缶、古紙等も含む。）で集められた廃棄物の１人１日あたりのごみ排出量の令和４年度実績は、全国平均で 880g/人日、県で 990g/人日、倉吉市は 1,122g/人日となっている。

・県公表の市町村別の令和３年度実績（集団回収を含まない）では、県内平均は 981g/人日、うち生活（家庭）系ごみ 554g/人日、事業系ごみ 427g/人日となっており、市町村別では、生活(家庭)系ごみは 最小：鳥取市 500g/人日、最大：日南町 714g/人日、倉吉市：596g/人日、事業系ごみでは　最小：若桜町 9g/人日、最大：日吉津村 1,550g/人日、倉吉市：496g/人日で、地域的な特性（ごみの組成（家庭ごみ、枯れ草等)、古紙等の民間事業者収集状況※１など)、域内の事業所のごみの排出方法（産業廃棄物、事業系一般廃棄物※２）により、自治体の施策と異なる要因とみられる数値の差異があり、自治体間での比較は難しいと思われる。

※１　民間業者が独自に回収するリサイクル対象品目（古紙、スーパーなどの拠点で回収されるペットボトルや段ボール、食品トレイなど)、家電リサイクル法で資源化することが義務付けられている廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は通常、自治体は関与せず、ごみ総排出量には反映されていない。

　民間事業者により収集されている割合は自治体ごとに異なるため、差異が生じていることが予想される。

※２　倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第 19 条第４項で、家庭からの一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業所においても１回の排出量がおおむね 30 キログラム未満の一般廃棄物（し尿を除く。）を一般廃棄物として処分を行うことができるとしている。そのため、家庭系の廃棄物は事業系一般廃棄物が混在している数値となっており自治体間での比較は難しいと思われる。

別紙２　鳥取県一般廃棄物処理事業の概況（令和３年度実態調査）

　　P4　（２）ごみの排出の状況（【参考】市町村別１人１日当たり排出量）

別紙３　日本の廃棄物処理令和４年度版

　　P3　（４）ごみ総排出量と１人１日当たりのごみ排出量の推移

　　P5　（５）市町村の人口規模別１人１日当たりのごみ排出量（令和４年度実績）

　　P52　１．　都道府県別ごみ処理の現状（令和４年度実績）　※集団回収含む

こどもエコクラブの登録人数について　　（基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する）
●質問 こどもエコクラブに取り組む小学校が、7校あら3校に減少しているのはなぜなのか、原因を調べているか。 活動は学校の授業の一環としてやってる取組なのか。例えば土曜日とか日曜日に、学校の授業以外とか、先生の同伴が必要などあるのか。 また、部活動のような地域移行はできないものか。学校の授業以外でも、ＰＴＡ活動で補助金で活用するニーズもあると思う。 事務の繁雑さに比べて貰える額が少ないとか、申請する側もいろんな背景があり、メリットが少ないと利用も伸びないということはある。 ○回答 補助金の活用をやめられた学校にお話を伺ったところ、学校の教員による補助金に関する事務作業の手間が多く、担任の仕事とバランスがとりにくいことが要因とのことであり、実際には補助金の活用をされていなくてもエコに繋がる活動をされていても実態が掴めない状況となっている。 エコ活動の実践にあたり、こどもエコクラブへの参加を希望される団体は、全国こどもエコクラブ事務局にメンバーとサポーターの登録をすることになっており、補助金を利用されていない学校でも、登録だけはしておられるところもあるかもしれない。 具体的な活動としては、学校全体や委員会などで、地域の清掃活動、植物の栽培、牛乳パックを使ったリサイクル工作など様々なことをされている。 事務作業の軽減に向けては、補助金の1/2を負担している県も各市町を回ってヒアリングを行い、何か工夫ができないのか検討をされているところであり、今月末に補助金の利用者を増やすための課題を何か洗い出し、改善策を検討するためのヒアリングを予定している。

倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃について　　（基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する）
●質問 「ごみゼロ一斉清掃」を10月に実施されている理由はどのようなところにあるか。 季節的に気持ちのいい時期だが、今年は一斉清掃の日に福興祭とねんりんピックがあるなど、10月はいろいろとイベントや行事が多く、参加する意思はあっても参加できないこともある。 また、多くの自治公民館で春と秋に総事がされているが、秋は実施しないという自治公民館もあると聞く。日程は一斉だが、内容は各自治公民館にお任せということもり、数値が伸び悩む一因かもしれない。 ○回答 ご意見を参考にして検討をさせていただく。

目標値と実績値との乖離について（計画全体）
●質問 目標値から遠ざかっているという指標がいくつか見られる。 「倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃参加人数」も目標値は 10,000 人だが、最新値は策定時よりも少なくなり、目標から遠ざかりつつある。「間伐面積」、「こどもエコクラブ登録人数」も同様。 少子高齢化や林業の後継者不足などの情勢を踏まえた工夫が必要。 これらの指標は、今後、実績が改善することを見込んでいるか。本計画期間中はこのまま目標は変更せずに進めるか。 そもそもの目標を設定する際の算定根拠はどこまでを想定したものか。 ○回答 令和 4 年に設定した目標値については、次回の改定時に見直しを行いますが、現時点で目標値を動かすというのは難しい。この環境基本計画は 8 年度を終期とする 5 ヶ年の計画のため、次期計画の策定に向けた作業のなかで指標の見直し作業をしていきたいと考えている。 新型コロナウイルス感染症による影響からの移行期にあり、現計画の期間中に計画の指標を変更することは考えていないが、「倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃参加人数」のような指標は、新型コロナウイルス感染症からの回復の経過を見ていきながら、人口減少や 10 月にいろいろなイベントと重なるということも含めて、検討をしていきたい。 **●質問** 目標値に向かってこうやって進めていくというスタンスを目標設定の際に分析評価した上で、順調でない指標などを自然の流れに任せるのではなく、想定と異なる事象があって、施策をやったけどうまくいっていないなど、年次報告でも、状況を踏まえてこういうことを今後考えていきますという方向性が書いてあればよいと思う。 ○回答 現目標を設定した考え方の中では、必然性に基づいて設定をされているため、可能性の部分が全く考慮されていないところもある。「倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃参加人数」の目標 10,000 人にしてもそうだが、安長委員の指摘のように「水洗化率」を上げるのにどんな対策、手段があるのかを考えた上での目標値 84.9%ならいいんですけど、そこのあたりの説明が足りていないところはある。次回の目標設定の際には、理想としての必然性だけではなく、5 年間という期間の中で、財源や社会的な背景など少しでも書けれることを踏まえた設定をさせていただく。 現時点で目標値の変更は考えていないが、来年度あたりから次期の策定に向けて少しずつ必然性と可能性を踏まえた目標設定について検討していく。 人口減少などの背景だとか、行政的にできることとか、住民に協力してもらえる力量的なボリューム感を考えた上で、達成できない目標とならないよう、目標設定の説明ができるようにしたい。

別紙１

令和5年度末　鳥取県　生活排水処理施設別普及率（市町村別）

R6．3．31現在

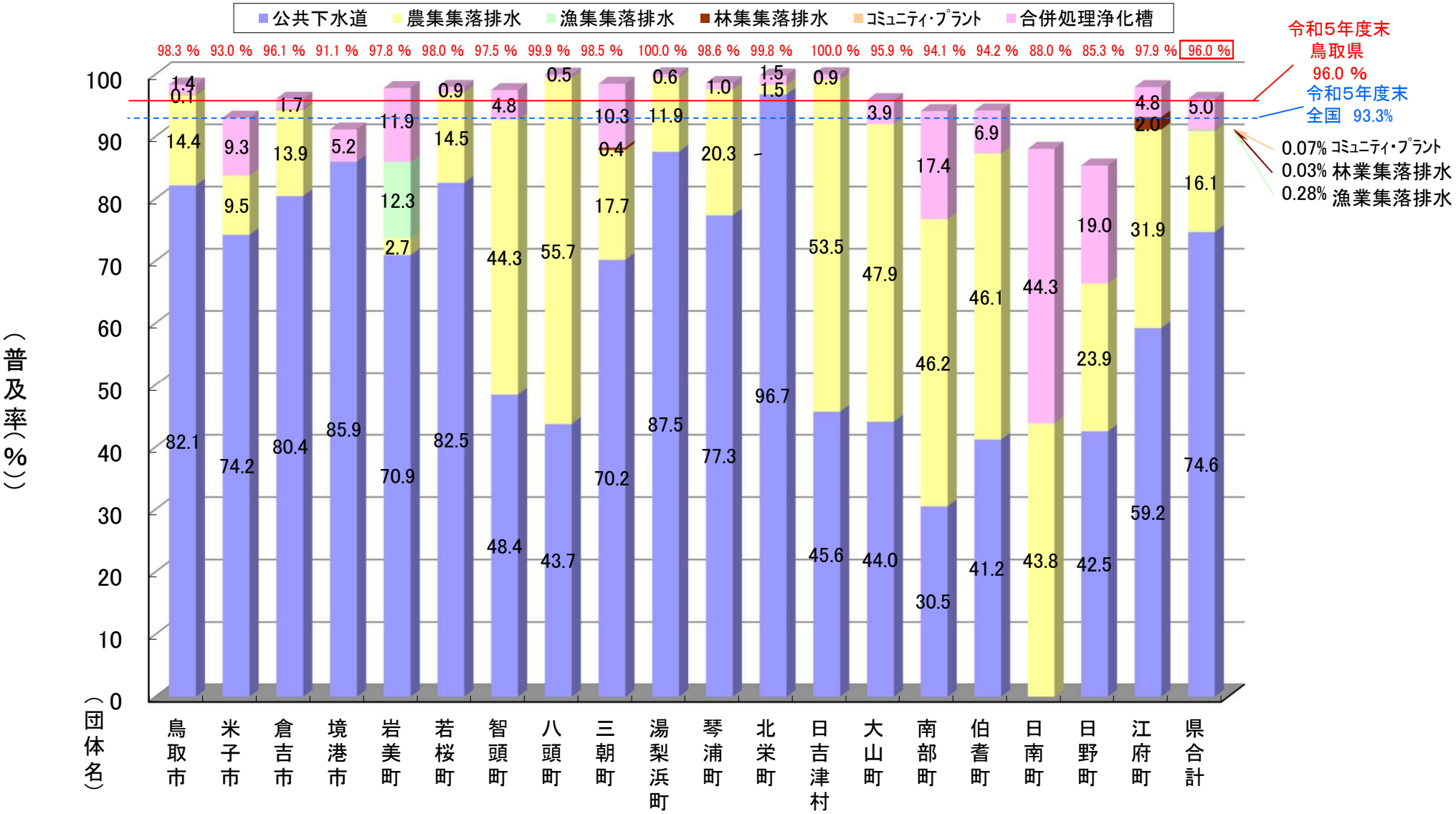

※四捨五入の関係で普及率の総計と内訳の合計の数値は、必ずしも一致しない。

鳥取県　令和5年度末　生活排水処理施設整備状況 （19市町村:4市14町1村）

R6. 3. 31現在

市町村名		行政人口	公共下水道（国土交通省）			農業集落排水（農林水産省）			漁業集落排水（農林水産省）			林業集落排水（農林水産省）			コミュニティ・プラント（環境省）			合併処理浄化槽（環境省）		合　計		
		人(①)	処理区数（箇所数）	処理人口 人	普及率 %	処理区数（箇所数）	処理人口 人	普及率 %	処理区数（箇所数）	処理人口 人	普及率 %	処理区数（箇所数）	処理人口 人	普及率 %	処理区数（箇所数）	処理人口 人	普及率 %	処理人口 人	普及率 %	処理区数（箇所数）	処理人口 人(②)	普及率 %(②/①)
市	鳥取市	180,123	9	147,926	82.1	56	25,983	14.4	1	192	0.1	1	59	0.0	1	389	0.2	2,587	1.4	68	177,136	98.3
市	米子市	144,123	3	106,910	74.2	12	13,749	9.5										13,385	9.3	15	134,044	93.0
市	倉吉市	44,004	2	35,378	80.4	13	6,124	13.9				1	24	0.1				751	1.7	16	42,277	96.1
市	境港市	32,525	1	27,950	85.9													1,691	5.2	1	29,641	91.1
市　計		400,775	15	318,164	79.39	81	45,856	11.44	1	192	0.05	2	83	0.02	1	389	0.10	18,414	4.59	100	383,098	95.59
岩美郡	岩美町	10,836	2	7,686	70.9	1	293	2.7	1	1,328	12.3							1,289	11.9	4	10,596	97.8
八頭郡	若桜町	2,750	2	2,270	82.5	2	399	14.5										25	0.9	4	2,694	98.0
八頭郡	智頭町	6,189	1	2,995	48.4	5	2,743	44.3										294	4.8	6	6,032	97.5
八頭郡	八頭町	15,663	2	6,840	43.7	12	8,731	55.7										83	0.5	14	15,654	99.9
東伯郡	三朝町	5,892	1	4,134	70.2	8	1,040	17.7				1	23	0.4				605	10.3	10	5,802	98.5
東伯郡	湯梨浜町	16,213	6	14,192	87.5	8	1,931	11.9										90	0.6	14	16,213	100.0
東伯郡	琴浦町	16,012	2	12,379	77.3	9	3,245	20.3										161	1.0	11	15,785	98.6
東伯郡	北栄町	14,246	3	13,782	96.7	1	217	1.5										218	1.5	4	14,217	99.8
西伯郡	日吉津村	3,589	1	1,638	45.6	1	1,920	53.5										31	0.9	2	3,589	100.0
西伯郡	大山町	14,944	4	6,582	44.0	16	7,165	47.9										577	3.9	20	14,324	95.9
西伯郡	南部町	10,213	2	3,113	30.5	5	4,720	46.2										1,775	17.4	7	9,608	94.1
西伯郡	伯耆町	10,270	2	4,229	41.2	8	4,731	46.1										711	6.9	10	9,671	94.2
日野郡	日南町	3,965				4	1,735	43.8										1,755	44.3	4	3,490	88.0
日野郡	日野町	2,699	1	1,147	42.5	3	644	23.9										512	19.0	4	2,303	85.3
日野郡	江府町	2,517	1	1,490	59.2	9	803	31.9				2	50	2.0				122	4.8	12	2,465	97.9
町村計		135,998	30	82,477	60.65	92	40,317	29.65	1	1,328	0.98	3	73	0.05				8,248	6.06	126	132,443	97.39
合　計		536,773	45	400,641	74.64	173	86,173	16.05	2	1,520	0.28	5	156	0.03	1	389	0.07	26,662	4.97	226	515,541	96.04

別紙２

鳥取県一般廃棄物処理事業の概況
（令和３年度実態調査）

令和６年３月

鳥取県生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課

２．ごみ

（１）ごみ処理の概要

ごみ処理は、県内の全域が、計画処理区域となっており、総人口 551,818 人のうち、計画収集人口は 551,818 人、自家処理人口は 0 人となっている。

総人口		551,818
内訳	計画収集人口	551,818
	自家処理人口	0

（資料編　第８，９表参照）

令和 3 年度におけるごみの発生量（排出量＋自家処理量＋集団回収量）は、201,559t（552t／日）となっており、その内訳は、可燃ごみが 130,721t、資源ごみが 44,186t、不燃ごみが 5,453t、粗大ごみが 2,201t、その他が 95t、直接搬入ごみが 14,951t、自家処理量が 0t、集団回収量が 3,948t となっている。

また、市町村等におけるごみの処理量は 197,435t となっており、197t が直接埋立、142,627t が直接焼却、25,506t が焼却施設以外での中間処理、29,105t が直接資源化されている。市町村等以外の処理としては、自家処理 4t、自治会等の集団回収により 3,948t が資源化されている。

※ごみ排出量と処理量は、収集実績と施設への搬入実績で数値に違いがある。

（単位：t）

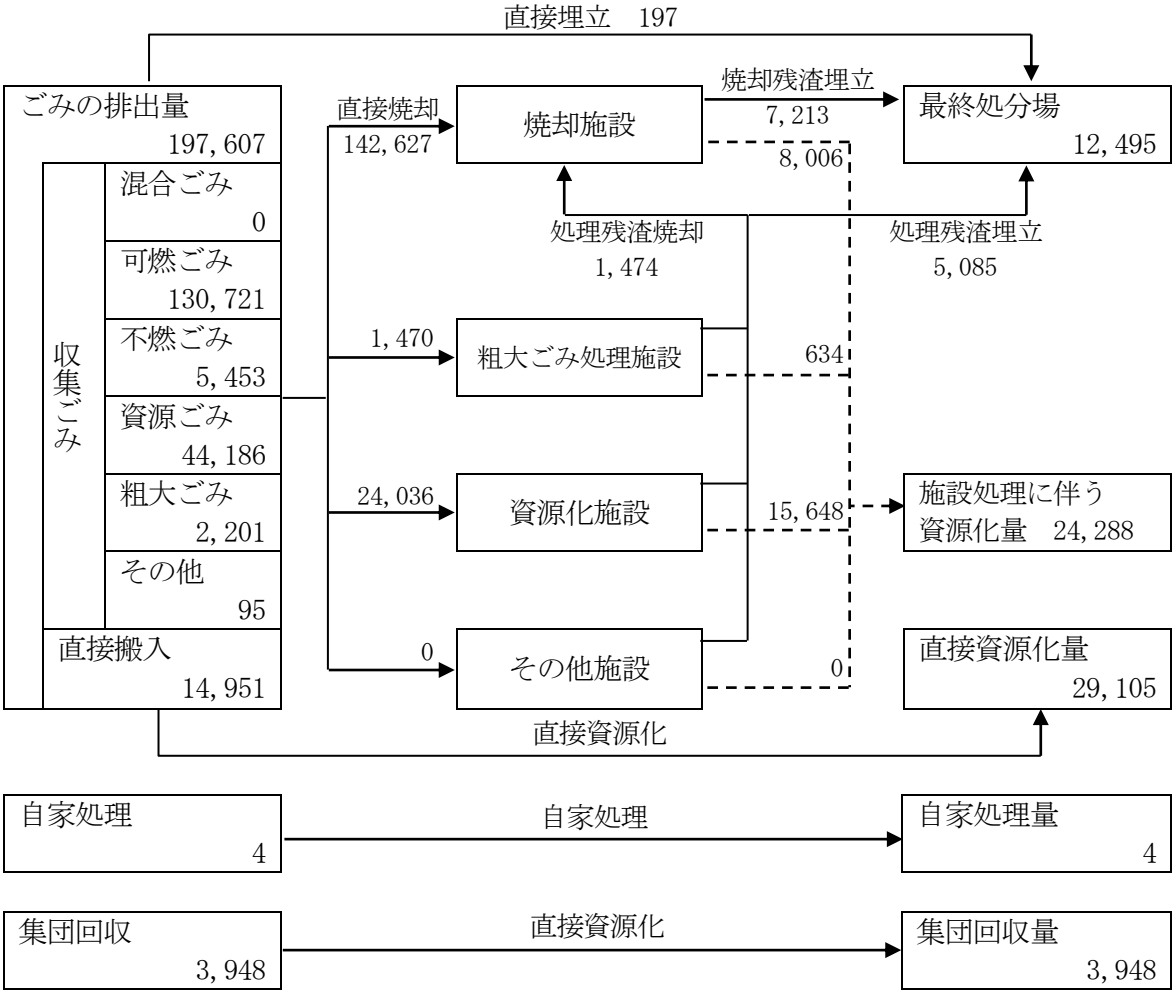

※資源化処理施設は民間委託も含む

（２）ごみの排出の状況

ごみの排出状況を生活系、事業系の別に見ると、排出量（収集量＋直接搬入ごみ）197,607t のうち、生活系ごみが 111,545t、事業系ごみが 86,062t となっており、１人１日当たりのごみ排出量は、下表のとおりである。

ごみの１人１日当たり排出量　（単位：g／人・日）

区　　分	鳥取県	全国
１人１日当たり排出量	981	855
１人１日当たり排出量 （排出量に集団回収量を含めた場合）	1,001	890

１人１日当たりのごみ排出量は、排出量を総人口と 365 日で割ったものである。

【参考】

市町村名	総人口	ごみの排出量（収集量＋直接搬入量）		生活系ごみ		事業系ごみ	
	（人）	（t）	１人１日当たりの排出量（g/人・日）	（t）	１人１日当たりの排出量（g/人・日）	（t）	１人１日当たりの排出量（g/人・日）
鳥取市	184,816	64,654	958	33,750	500	30,904	458
米子市	146,907	58,458	1,090	31,443	586	27,015	504
倉吉市	45,116	17,982	1,092	9,815	596	8,167	496
境港市	33,360	12,119	995	7,623	626	4,496	369
岩美町	11,166	3,126	767	2,361	579	765	188
若桜町	2,975	676	623	666	613	10	9
智頭町	6,601	1,597	663	1,483	616	114	47
八頭町	16,451	3,884	647	3,143	523	741	123
三朝町	6,223	2,082	917	1,182	520	900	396
湯梨浜町	16,639	5,476	902	3,083	508	2,393	394
琴浦町	16,488	6,316	1,049	3,353	557	2,963	492
北栄町	14,706	5,251	978	2,849	531	2,402	447
日吉津村	3,578	2,781	2,129	757	580	2,024	1,550
大山町	15,701	3,996	697	3,245	566	751	131
南部町	10,520	2,820	734	2,180	568	640	167
伯耆町	10,682	3,376	866	2,301	590	1,075	276
日南町	4,299	1,398	891	1,120	714	278	177
日野町	2,880	860	818	560	533	300	285
江府町	2,710	755	763	631	638	124	125
合計	551,818	197,607	981	111,545	554	86,062	427

別紙３

日 本 の 廃 棄 物 処 理

令 和 ４ 年 度 版

令 和 ６ 年 ３ 月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

（４）ごみ総排出量と１人１日当たりのごみ排出量の推移

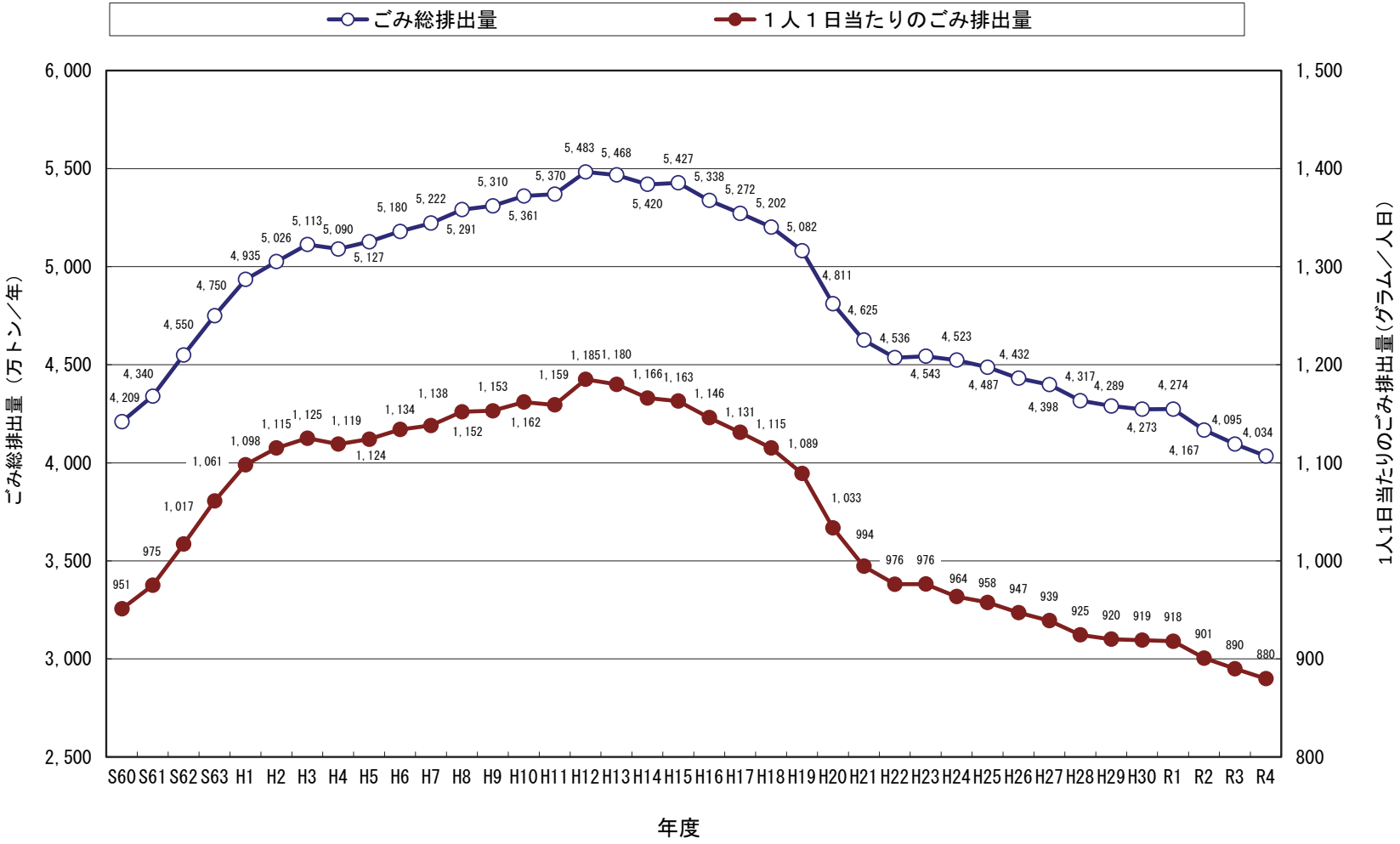

注）・平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様とした。

・１人１日当たりのごみ排出量はごみ総排出量を総人口×365 日又は 366 日でそれぞれ除した値である。なお、平成 24 年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

・平成 22 年度実績データは、南三陸町（宮城県）については、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、人口及びごみ処理、し尿処理、経費に関する実績値が欠損してしまったため、これらが関係する全国値は、南三陸町を除く 1,749 市区町村の集計値である。

（参考）ごみ総排出量と１人１日当たりのごみ排出量の推移

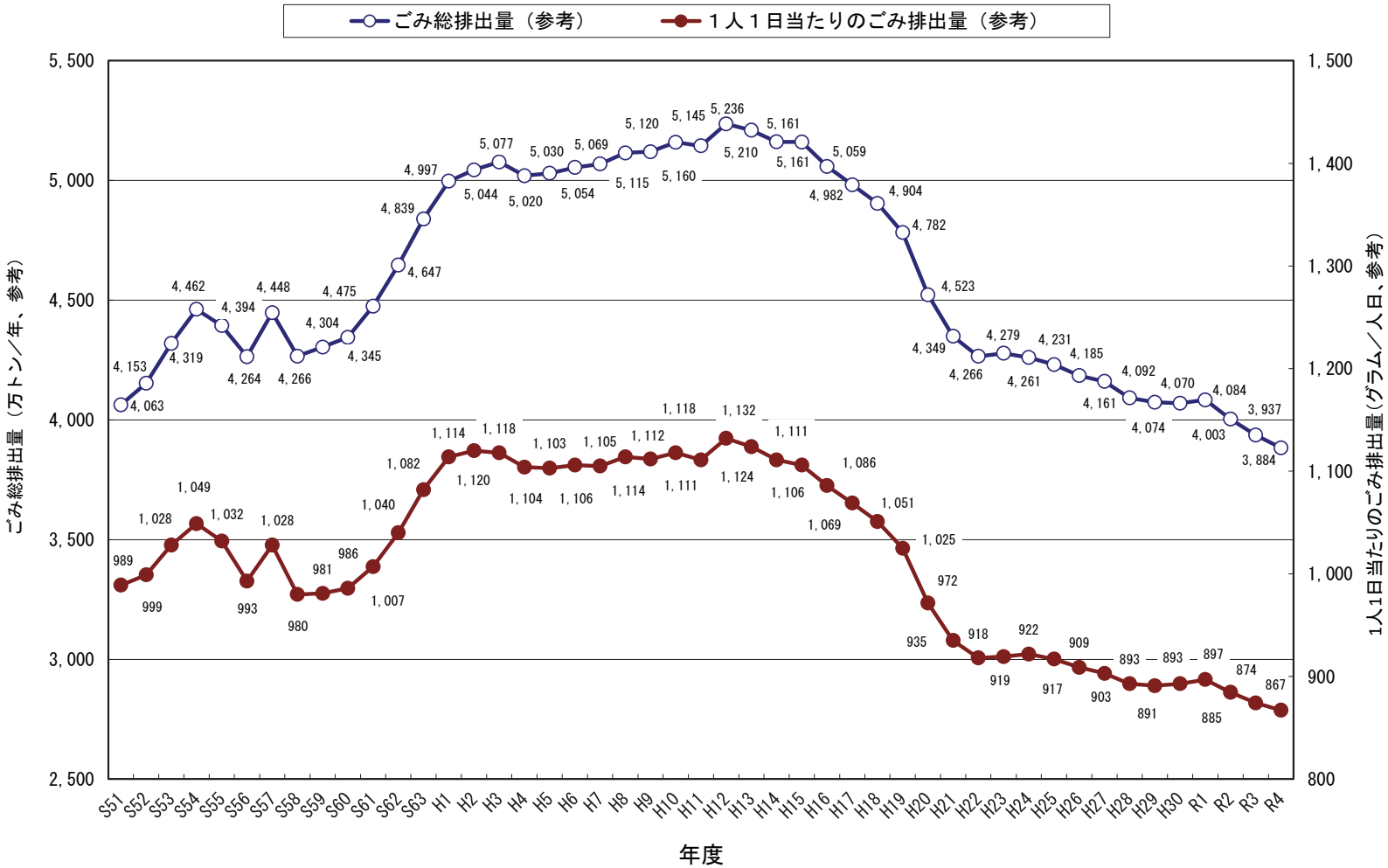

注）・「（参考）ごみ総排出量と１人１日当たりのごみ排出量の推移」のごみ総排出量は、平成 16 年度実績の取りまとめまでの定義である収集ごみ量、直接搬入量、自家処理量の合計であり、総人口は、平成 23 年度までの取りまとめ定義である外国人人口を含まない人口を用いている。

・平成 22 年度実績データは、南三陸町（宮城県）については、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、人口及びごみ処理、し尿処理、経費に関する実績値が欠損してしまったため、これらが関係する全国値は、南三陸町を除く 1,749 市区町村の集計値である。

（５）市町村の人口規模別１人１日当たりのごみ排出量（令和４年度実績）

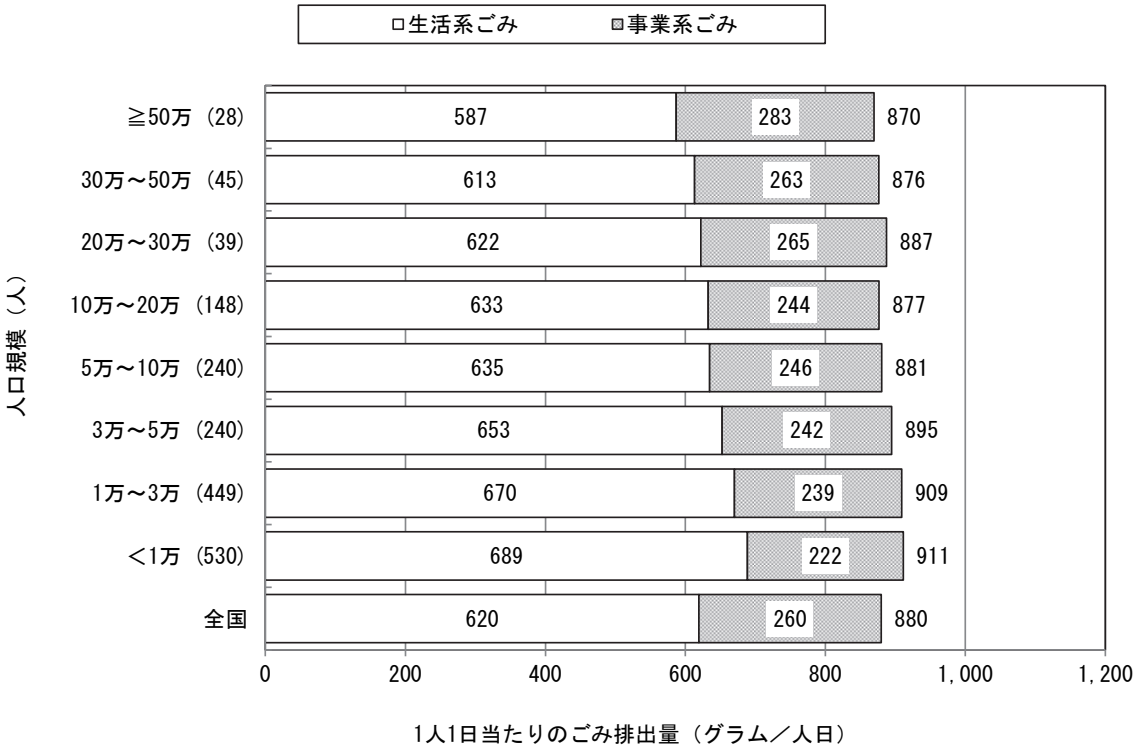

注）・（　）内は該当市町村数
・東京都 23 区は１市として集計した。
・各人口規模別の排出量は、加重平均により求めた。

（６）生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

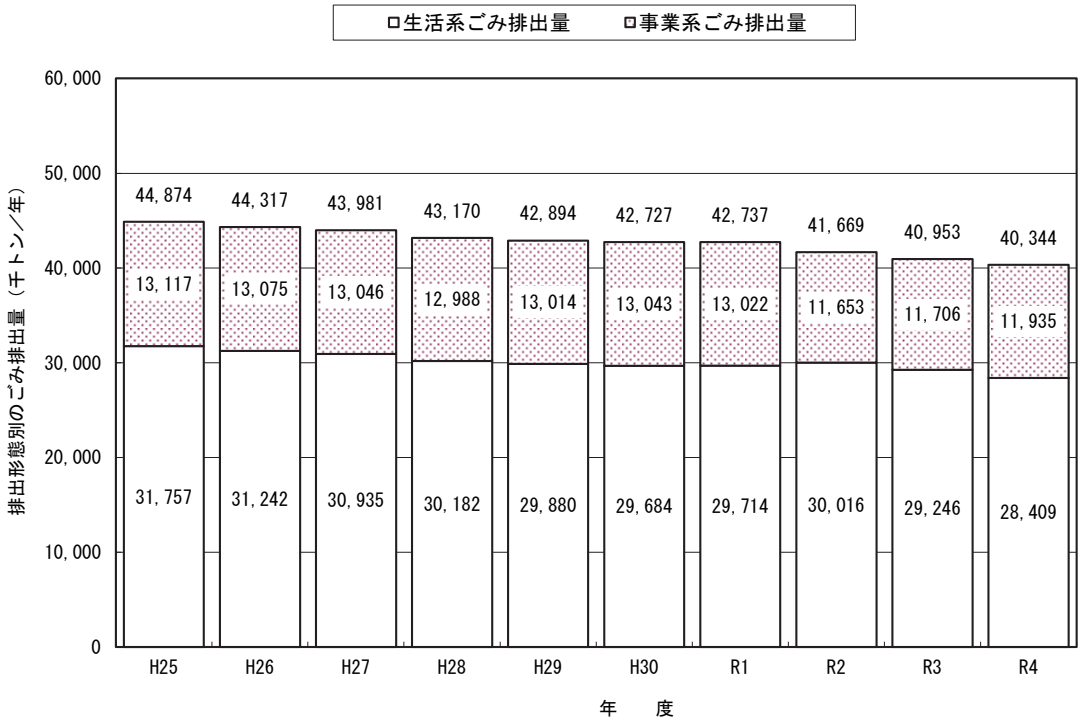

注）・集団回収量は生活系ごみ排出量に分類した。

Ⅳ．各都道府県別データ

１．都道府県別ごみ処理の現状（令和４年度実績）

都道府県	総人口	計画収集人口	ごみ総排出量							1人1日当たりの総排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	自家処理量	ごみ処理量												減量処理率	中間処理後再生利用量	リサイクル率R	リサイクル率R'	最終処分量			
			計画収集量	直接搬入量	集団回収量	合計	生活系ごみ	家庭系ごみ	事業系ごみ				直接焼却	直接最終処分	焼却以外の中間処理量								直接資源化量	合計					直接最終処分	焼却残渣	処理残渣	合計
																粗大ごみ処理施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	メタン化施設	ごみ燃料化施設	資源化等を行う施設	その他の施設										
	[千人]	[千人]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[ｸﾞﾗﾑ/人日]	[ｸﾞﾗﾑ/人日]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]	(%)	[千トン]	(%)	(%)	[千トン]	[千トン]	[千トン]	[千トン]
北海道	5,155	5,152	1,448	214	101	1,763	1,230	860	534	937	457	0	1,070	122	437	122	26	0	15	27	241	4	34	1,662	92.6	269	22.9	20.6	122	115	47	284
青森県	1,229	1,229	401	36	8	445	304	264	141	991	588	0	358	17	53	17	1	0	0	0	35	0	10	437	96.1	44	14.0	12.7	17	31	6	54
岩手県	1,194	1,194	344	35	13	393	274	224	118	901	514	0	317	1	46	16	3	0	0	0	26	0	15	379	99.7	38	16.8	15.3	1	29	6	37
宮城県	2,259	2,259	706	70	26	802	561	446	241	972	540	0	625	6	138	56	2	0	0	0	81	0	6	775	99.2	88	15.0	14.9	6	83	7	96
秋田県	942	942	303	34	3	341	232	198	109	991	576	0	284	3	39	15	1	0	0	0	23	0	13	339	99.0	32	14.1	13.7	3	24	6	34
山形県	1,042	1,042	296	36	14	346	246	207	100	909	544	0	287	2	32	13	1	0	0	0	18	1	11	332	99.5	22	13.6	13.6	2	26	5	33
福島県	1,837	1,837	596	74	15	685	487	415	198	1,021	619	0	576	3	68	40	0	0	0	0	28	1	22	669	99.6	50	12.8	12.8	3	64	12	79
茨城県	2,880	2,880	870	111	15	997	724	627	272	948	597	0	755	0	160	36	10	0	0	40	74	1	73	989	100.0	122	21.0	18.7	0	54	7	61
栃木県	1,932	1,932	555	61	14	630	468	389	162	893	552	0	512	0	81	23	4	0	0	0	54	0	24	618	100.0	59	15.4	15.3	0	51	13	63
群馬県	1,934	1,933	584	77	21	682	520	452	161	966	640	0	567	1	70	42	1	0	0	1	24	2	23	661	99.9	51	13.9	13.1	1	57	10	68
埼玉県	7,386	7,386	2,013	135	76	2,224	1,728	1,384	496	825	513	0	1,725	1	284	90	1	0	11	0	178	3	138	2,147	100.0	328	24.4	20.9	1	67	16	84
千葉県	6,313	6,313	1,793	126	77	1,997	1,440	1,154	556	867	501	0	1,525	2	257	106	3	1	0	0	141	5	136	1,921	99.9	238	22.6	22.1	2	105	9	116
東京都	13,848	13,847	3,862	83	205	4,151	3,171	2,361	980	821	467	0	3,128	3	393	181	3	0	16	0	192	2	451	3,975	99.9	342	23.9	20.5	3	202	19	224
神奈川県	9,218	9,218	2,359	117	219	2,695	2,056	1,450	639	801	431	0	1,987	3	391	82	8	0	6	15	280	0	94	2,476	99.9	343	24.4	24.1	3	209	3	215
新潟県	2,168	2,168	680	85	22	787	544	398	243	994	503	0	584	6	111	25	6	0	17	0	64	0	63	764	99.3	72	19.9	19.4	6	55	12	72
富山県	1,031	1,031	304	62	18	384	253	209	131	1,021	555	0	287	3	65	16	7	3	0	26	13	0	11	366	99.3	53	21.5	20.0	3	31	2	36
石川県	1,119	1,119	314	52	5	372	233	199	138	911	488	0	228	11	112	6	1	0	0	54	47	4	17	367	97.0	32	14.4	13.1	11	28	10	48
福井県	762	762	206	38	11	255	188	160	67	917	576	0	197	1	40	27	0	0	0	0	13	0	6	244	99.6	17	13.0	13.0	1	23	3	27
山梨県	814	814	252	26	5	283	203	173	80	951	583	0	235	0	32	18	0	0	0	0	13	1	12	280	100.0	28	15.8	15.8	0	16	3	19
長野県	2,046	2,045	534	52	12	599	407	313	192	802	420	2	475	3	61	13	6	0	0	0	41	1	46	586	99.5	73	22.0	20.5	3	19	3	25
岐阜県	1,948	1,948	522	70	18	611	429	367	182	859	516	1	481	10	83	28	1	0	0	16	38	1	16	591	98.3	69	16.9	14.5	10	32	4	46
静岡県	3,639	3,639	967	115	33	1,115	803	681	312	840	513	0	938	5	104	38	2	0	0	1	62	2	37	1,085	99.5	135	18.4	17.7	5	35	7	47
愛知県	7,516	7,516	2,020	257	94	2,371	1,712	1,374	659	864	501	0	1,805	13	367	109	34	5	22	7	188	2	94	2,279	99.4	338	22.2	21.3	13	130	7	150
三重県	1,773	1,773	524	62	10	596	434	372	162	921	575	0	494	5	61	25	1	0	0	6	29	1	25	586	99.1	83	19.7	15.9	5	8	6	19
滋賀県	1,415	1,415	363	33	11	408	303	253	105	789	489	0	312	3	60	22	1	0	0	9	18	8	23	397	99.3	31	16.1	14.1	3	34	3	40
京都府	2,565	2,565	599	77	46	721	465	369	256	770	394	0	540	8	124	40	0	0	19	8	55	2	5	676	98.9	56	14.7	14.1	8	75	10	93
大阪府	8,811	8,811	2,592	151	148	2,892	1,721	1,378	1,171	899	428	0	2,435	1	261	111	0	0	0	0	150	0	52	2,749	100.0	177	13.0	13.0	1	329	5	336
兵庫県	5,462	5,462	1,496	158	90	1,743	1,170	959	573	875	481	0	1,393	15	194	87	13	0	6	4	82	1	56	1,659	99.1	120	15.2	14.4	15	160	19	194
奈良県	1,326	1,326	350	39	28	417	301	243	116	861	502	0	333	1	43	21	1	0	0	0	21	1	15	392	99.7	24	15.7	15.7	1	42	4	47
和歌山県	926	926	258	46	6	310	228	196	82	918	581	0	254	2	45	5	0	0	0	0	34	6	4	305	99.3	28	12.4	12.3	2	31	6	39
鳥取県	548	548	179	15	4	198	112	94	85	990	471	0	141	0	24	1	4	0	0	1	17	0	29	194	99.8	23	28.3	24.1	0	7	5	12
島根県	660	660	188	34	0	223	155	135	68	925	560	0	170	6	41	9	2	0	0	12	18	0	8	224	97.3	37	19.8	17.0	6	11	4	20
岡山県	1,867	1,867	517	73	22	612	396	338	216	899	496	0	527	3	45	20	1	0	0	0	22	2	16	591	99.5	106	23.5	21.4	3	16	6	26
広島県	2,775	2,775	787	75	13	874	555	436	319	863	430	0	602	12	237	47	0	0	0	89	100	1	15	866	98.6	153	20.5	14.0	12	64	14	90
山口県	1,329	1,329	351	110	7	468	316	257	152	965	529	0	360	6	71	20	0	0	6	6	39	0	23	460	98.7	76	22.7	14.0	6	8	7	21
徳島県	719	719	229	13	5	247	186	152	61	941	579	1	190	1	38	21	0	0	0	1	16	0	13	243	99.8	22	16.2	15.9	1	19	7	27
香川県	958	958	279	15	2	295	200	159	96	844	455	0	219	3	62	11	1	0	0	11	38	0	10	294	98.9	46	19.3	16.1	3	18	5	26
愛媛県	1,330	1,330	349	71	7	427	312	263	115	880	542	0	336	7	66	23	2	0	0	0	37	4	11	420	98.4	50	16.0	14.8	7	24	10	41
高知県	686	686	211	27	0	238	169	148	69	952	590	0	198	3	32	4	0	0	0	9	19	1	5	238	98.9	42	20.1	12.2	3	5	2	9
福岡県	5,156	5,154	1,324	347	57	1,728	1,111	963	617	918	512	1	1,270	17	266	63	1	0	3	118	81	0	118	1,671	99.0	202	21.8	16.5	17	121	23	161
佐賀県	808	808	223	30	3	256	179	160	78	870	544	0	210	0	37	11	3	0	0	1	22	0	7	254	100.0	39	18.8	16.0	0	9	2	10
長崎県	1,305	1,305	372	70	12	454	306	264	148	953	554	0	383	8	43	5	0	0	0	0	36	2	4	439	98.1	56	16.0	12.9	8	22	3	33
熊本県	1,738	1,738	477	59	11	547	373	302	175	862	475	1	418	3	108	12	2	0	0	27	67	0	9	537	99.5	88	19.8	15.3	3	37	7	47
大分県	1,124	1,124	337	44	3	385	261	217	124	937	528	0	315	3	56	10	0	0	3	0	43	0	9	383	99.3	58	18.3	14.5	3	18	5	25
宮崎県	1,070	1,070	316	59	1	376	263	216	113	963	553	0	287	3	55	4	3	0	0	0	43	5	29	375	99.1	33	16.9	16.7	3	42	6	52
鹿児島県	1,592	1,592	460	67	2	529	365	304	164	911	523	0	405	9	87	24	13	0	11	1	37	1	26	526	98.3	57	16.1	14.7	9	40	11	59
沖縄県	1,483	1,483	454	21	0	475	315	267	161	878	493	0	398	1	61	13	5	0	0	0	41	2	15	475	99.7	61	15.9	14.8	1	23	3	27
合計	125,634	125,628	35,164	3,665	1,515	40,344	28,409	22,748	11,935	880	496	6	31,139	338	5,542	1,729	173	9	136	491	2,937	66	1,880	38,898	99.1	4,511	19.6	17.7	338	2,648	389	3,375

注）・減量処理率＝（直接焼却＋粗大ごみ処理施設＋ごみ堆肥化施設＋ごみ飼料化施設＋メタン化施設＋ごみ燃料化施設＋その他の資源化等を行う施設＋その他の施設＋直接資源化）÷ごみ処理量×100

・生活系ごみは、集団回収量を含む。

・リサイクル率 R’は、中間処理後再生利用量から、固形燃料、焼却灰・飛灰のｾﾒﾝﾄ原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除いたリサイクル率であり、リサイクル率の取組順位に用いている。